

令和 6 年度第 1 期財務監査及び行政監査の結果（令和 6 年 12 月 27 日付け）に対する措置

令和 8 年 3 月 30 日現在

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>特定空家等の除却に係る行政代執行に要した費用の徴収に係る債権管理について（街づくり部 空家対策課）</u></p> <p>市は、令和 2 年度に、空家等対策の推進に関する特別措置法第 14 条第 9 項（現行の第 22 条第 9 項）の規定に基づき、特定空家等（本件においては建物及び鉄柱）を除却する行政代執行を行い、この行政代執行に要した費用（以下「本件代執行費用」という。）につき、行政代執行法第 2 条の規定に基づき、義務者（本件においては特定空家等の登記名義人の相続人。以下「本件義務者」という。）から徴収することとし、収入すべき金額等について決定した上で、本件義務者に対し、納入の通知、督促、催告、財産調査（以下「本件事務処理」という。）を行っているが、これらの前提となる市川市財務規則（以下「財務規則」という。）に基づく調定の手続を行っていないことが確認された。</p> <p>歳入の収入に係る調定の手続につき、地方自治法施行令第 173 条の 6 を受けた財務規則では、第 28 条第 1 項において、「所属長は、歳入を収入しようとするときは、（中略）歳入予算の科目ごとに調定書により調定を行うものとする。」と、同条第 2 項において、「所属長は、前項の規定による調定に係る市税徴収簿又は税外収入整理簿を調製しなければならない。」と規定し、調定の手続を定めている。また、第 29 条において、「随時の収入で納入の通知を</p>	<p>市川市財務規則に基づき、令和 7 年 9 月 25 日に調定及び税外収入整理簿の調製を行った（調定額：1,628,000 円）。</p> <p>また、調定漏れを防止するために、行政代執行に係る事務マニュアルを作成し、原因の発生したときに代執行費用を調定した上で、税外収入整理簿の調製を行うことを明記した。</p> <p style="text-align: right;">（市長から通知のあった日：令和 8 年 3 月 11 日）</p>

発するものの調定期は、原因の発生したときとする」旨規定し、調定の時期を定めている。

そこで、これら規定に照らして本件事務処理を見ると、空家対策課においては、本件義務者に対し、令和2年12月9日付けで「代執行費用納付命令書」を送付することにより、本件代執行費用に係る納入の通知を行っていることから、その調定に係る時期及び手続としては、原因の発生したときである同日に、歳入予算の科目ごとに調定書により調定を行うとともに（財務規則第28条第1項、第29条）、税外収入整理簿を調製しなければならなかったが（財務規則第28条第2項）、これらの手続は一切行われていなかった。また、同日以降、予備監査実施時点（令和6年6月）に至るまでも、調定に係るこれらの手続は行われていないことが確認された。

よって、本件事務処理は、財務規則に違反したものであることから、本件代執行費用につき、速やかに、財務規則に基づく調定及び税外収入整理簿の調製を行い、適正な債権管理を行われたい。